

各位

久留米税務署

# 消費税軽減税率制度説明会のご案内

～軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があります～

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、令和元（2019）年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

このため、軽減税率制度や軽減税率対策補助金についての理解を深めていただくために、下記のとおり消費税軽減税率制度説明会を開催しますので、是非この機会にご参加ください。

なお、参加費は無料となっております。

おって、ご不明な点がありましたら、下記担当者までお問い合わせください。

## 記

コース番号	開催日時	会場	備考
①	令和元年9月4日（水） 13:30～15:00	久留米税務署2階大会議室	定員 50名
②	令和元年9月11日（水） 13:30～15:00		

※ 会場の都合上、1回の説明会における定員を50名とさせていただきます。

※ ご来場の際には、筆記用具を携行してください。



問合せ先

久留米税務署 総務課  
電話 0942 (32) 4461 内線 2221

※ この文書に関する電話でのお問合せの際は、自動音声案内に従い、「税務署にご用の方(2番)」を選択(プッシュ又はダイヤル)してください。

※ この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。